

定通学資金借受者及び保護者の皆さんへ

北海道教育委員会

「北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金」（以下「定通学資金」という。）の申請に当たっては、次の事項を必ずお読みいただいてから提出してください。

記

1 定通学資金の目的

働きながら公立高等学校の定時制課程又は通信制の課程に在学する生徒で、経済的理由により、修学することが困難な生徒に貸付けることにより、教育の機会均等を図ることを目的としており、貸付対象となる者は、次の①及び②に該当する場合です。

- ① 経常的収入を得る職業に就いている者
- ② 経済的理由により修学困難な者（一定の所得制限あり）

2 貸付期間及び貸付月額

貸付期間は、当該年度の貸付決定から年度末（3月）までで、貸付月額は14,000円です。なお、昨年度から継続して貸付を希望する場合にも、毎年度申請が必要です。

3 貸付の条件

- (1) 定通学資金は1の目的のとおり、「給与ではなく貸付け」です。
なお、高等学校の課程を卒業された場合には、返済が免除されますが（本貸付条例第7条）、退学等をされた場合には、退学後に貸付額全額を返済しなければなりません（本貸付条例第8条）ので十分承知のうえ、申請願います。
また、貸付が決定した際には保証人2名を立てた誓約書を、退学した際には保証人2名を立てた借用書の提出が必要となります。
なお、保証人は、借受者が返済できない場合にそれぞれ等しい割合で返還義務を負いますので、予め、保証人に対して十分な説明のうえ、申請願います。
 - (2) 生活保護法による被保護世帯については、貸付を受けることにより、保護費による高等学校等就学費の給付を受けられなくなる場合がありますので、申請にあたっては、事前に必ず相談・確認を行ってください。
- ### 4 退学以外でも、次のような場合には貸付が打ち切り（又は停止）となります。
- (1) 貸付を辞退する必要がある場合＜辞退届＞
 - ① 仕事を辞め、すぐに続けて働く意思がない場合
会社等を退職した場合でも、すぐに新しい職業に就いた場合には、引き続き貸付けますので、転職後の状況について、学校に報告してください。
退職後、無職の状態を長く続け、連絡を怠った場合には、貸付を打切るとともに、それまで貸付けていた学資金を返納していただくことになります。
 - ② 経済状況が好転した場合
一定の所得制限がありますので、「6 収入制限額の目安について」を参考にしてください。
 - (2) 休学するため貸付を停止する必要がある場合＜休学届＞
 - (3) 長期にわたって学習を中断するなど、貸付の目的を達成することができない場合

5 所得の証明書の保管等

貸付の条件の一つに所得制限があります。事後の確認及び翌年度の継続申請に際して必要ですので、生徒本人及び保護者の源泉徴収票、給料明細書、給与支払証明（給与所得者）、確定申告書の写し（事業所得者の場合）等は大切に保管しておいてください。

6 収入制限額の目安について

（1） 保護者が給与所得者の場合

年間総収入額が次の額を超えない場合は、貸付対象となりますので、目安にしてください。（生徒が独立生計扱いとなる場合を除く。）

なお、表の額は所得控除のうち基礎控除、扶養控除、給与所得控除のみを控除した額で算定しており、このほかの控除額（例えば社会保険料控除、配偶者控除、生命保険料控除など）は、表を作成するにあたっての算定の基礎とはしていません。

従って、表の額を超えていても、他に控除額がある場合は、貸付け対象となる場合も十分考えられますので、学校の担当者と相談してください。

扶 養 親 族 数	年間総収入額
1 人	4, 000, 000 円
2 人	5, 200, 000 円
3 人	6, 300, 000 円
2 人（うち障害者が1人）	6, 000, 000 円
3 人（うち障害者が1人）	7, 000, 000 円

（2） 保護者が事業所得者の場合

事業所得者は、次の式に当てはめて年間収入額を超える場合には対象となります。

$$(\text{必要経費} + \text{所得控除額} + 999) \times 1.92 \geq \text{年間総収入額}^{\ast}$$

※年間総収入額は、必要経費控除前の額です。